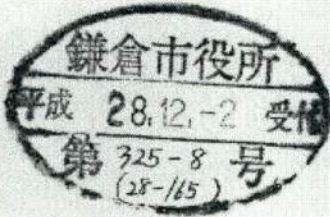


大規模・中規模開発事業見解書

平成 28 年 12 月 2 日

(宛先) 鎌倉市長



東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

住所 **ヒューリック株式会社**

事業者 氏名 代表取締役社長 **吉留**

電話 電話 03(5623)8108 番

住所 東京都港区芝浦2丁目15番6号 オアーズ芝浦MJビル

代理人 氏名 御機嫌組東京本店一級建築士事務所 **澤谷芳広**

電話 03-5232-5860

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市 稲村ガ崎三丁目 541 番 7 外 2 筆
	面積	2032.87 m ²
意見書番号	意見書に対する見解	
28-165-1	別紙参照	

(注) 大規模開発事業基本事項届出書又は中規模開発事業土地利用方針届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。

大規模・中規模開発事業見解書
別紙

事業区域：鎌倉市稲村ガ崎三丁目 541 番 7 外 2 筆

面積：2032.87 m²

意見書番号：28-165-1 号

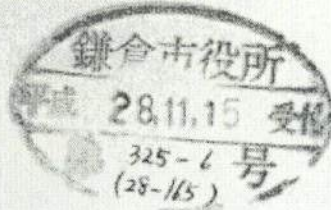
意見書概要	見解
① 敷地北側（江ノ電側）の道路拡幅御要望について	<p>当方としましては建築基準法上必要となる道路幅 4mの確保を行う計画で進めており、道路幅員を変更する予定はございませんが、今回、御近隣の方々から意見を頂き再検討した結果、敷地内に自主管理の歩道と一体となった歩行者空間を設置する方向で検討させて頂くこととします。</p> <p>ただし、当内容については当方の見解のみでなく、鎌倉市各課との協議の上進めてまいります。</p> <p>何卒、ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。</p>
② 説明会の御要望について	<p>今回「鎌倉市まちづくり条例」に基づく説明会の開催要望を受付けておりましたが、期間内にご要望がございましたので説明会は開催致しませんでした。ただし、今後、鎌倉市と協議を行う上で再度「鎌倉市開発事業における手続き及び基準に関する条例」に基づいた御近隣住民様への説明会の開催要望を受付ける予定です（2017年1月予定）。お日を改めてという事にはなりますが、「鎌倉市開発事業における手続き及び基準に関する条例」の説明会開催要望期間に改めて要望を頂きたいと存じます。</p> <p>また早急に説明して欲しいという場合に於かれましては、個別にて訪問をし、計画の説明をさせて頂きたいと存じ上げます。</p> <p>何卒、ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。</p>
③ 工事車両の駐車位置について	<p>工事車両については、基本的に敷地内での駐車を行います。ただし、作業内容等により敷地外での駐車が必要となった場合に於きましては、工事業者に通達を行い、敷地周辺の有料駐車場のみの利用をさせ、有料駐車場以外の駐車を行わないようにいたします。</p>
④ コンクリートミキサー車の清掃について	<p>御意見頂きました様に、工事業者に通達を行い、敷地外でのコンクリートミキサー車の清掃を行わないようにいたします。</p>

以上、安全管理等十分注意を計らい計画を行ってまいります。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

平成28年11月15日

(宛先) 鎌倉市長様



提出者

住所

氏名

電話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市稲村ガ崎三丁目54I番7外2筆
事業者氏名	ヒューリック株式会社 代表取締役社長 吉留 学

○意見の内容(大規模開発事業の基本事項又は中規模開発事業の土地利用方針についての意見を記入してください。)

現在の取り壊しの工事におきましては近隣住民にかなりご配慮をいただいております、感謝申し上げます。しかし取り壊しの騒音は限度を超えていました。

以下四点です

1. 江ノ電側市道を4mセットバック(法定内)すると聞いていますが、その倍もしくは1mぐらゐまで広げられないでしょうか。又広げた場合歩道部分を一段高くならないでしょうか。(広げた場合ですが)

理由:

この場所は近辺では一番道幅が狭く付近には静養館(軽費老人ホーム)があり、お年寄りが歩いていますが、非常に危険でたまに倒れて(月1度ぐらいの割合)しまう方もおり車両はすごいスピードで通り過ぎていきます。御社開業の場合でも入居者においても同じことが言えるのではないのでしょうか。広げた場合は〇〇社のご厚意にて広げましたの看板を立てると地元からも優良企業と目されます。

注)広げた場合のデメリットもあります。

- 1) 稲村側の住民の方の道路付近は以前そのままなのでご自身の構築物に危害が加わると心配の向きもあります。
 - 2) 通行車両が今に増してスピードで通過します、又大型車両がたやすく入り自然破壊が進みます。
2. 広大な更地が出現し、どうなるのだろうと、心配する向きもあり、近隣住民の方に概略を説明していただけないでしょうか。(たて看板の説明期限を見逃したとの意見があり)出来ればお願いしたいところです。説明会場は付近の静養館ホールで出来ると思います。
 3. 工事期間中工事車両が付近に駐車するのはご遠慮ください、駐車の場合は付近に有料駐車場があります。この件は工事業者に必ず言い含めてください、又注意するとご迷惑業者もおりの場合は躊躇なく鎌倉警察に通報します。頻繁に止める車両はナンバーを控え通報します。
 4. コンクリートミキサー車は絶対付近では清掃しないでください、これは違反です。

ではよろしくお取り計らいください。